○岡山市教育委員会事務処理権限規則

平成23年5月24日

市教育委員会規則第11号

改正 平成27年3月31日市教育委員会規則第15号 平成29年1月24日市教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議議決事項)

- 第2条 教育委員会の会議において、議決を受けるべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - (2) 主要な施策及び事業の決定
 - (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程(公布を要するものに限る。以下同じ。)の制定又は改廃に関すること。
 - (4) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - (5) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案等について意見を申し出ること。
 - (6) 係長以上の職員(教育職員(岡山市立の小学校及び中学校の教育職員の給与等に関する条例(平成28年市条例第61号)第2条に規定する職員をいう。)にあっては、校長、副校長及び教頭に限る。)の任免に関すること。
 - (7) 職員の懲戒及び分限(病気休職に係るものを除く。)に関すること。
 - (8) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
 - (9) 附属機関の委員の委嘱又は任命に関すること。
 - (10) 通学区域の設定及び変更に関すること。
 - (11) 教科用図書の採択に関すること。
 - (12) 岡山市文化財保護条例(昭和51年市条例第64号)に規定する岡山市指定 文化財の指定及びその解除に関すること。
 - (13) 附属機関へ諮問を行うこと。
 - (14) 教育委員会が当事者となる争訟及び地方教育行政の組織及び運営に関する法

律(昭和31年法律第162号)第56条に規定する訴訟に関すること。

- (15) 前各号に係る陳情に関すること。
- (16) 前各号のほか教育委員会が指示したこと。

(教育長専決事項)

- 第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項を専決処理(特定の事業に対し、教育委員会に代わり決裁することをいう。以下同じ。)することができる。
 - (1) 法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)並びに条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。)をいう。以下同じ。)の制定又は改廃に伴い必要となる規定の改正及び政策的判断を伴わない軽易な教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の改正に関すること。
 - (2) 次に掲げる事項に関し附属機関へ諮問を行うこと。
 - ア 法令により諮問を行うものとされている事項
 - イ 教育委員会の会議において議決を受けることを要しない事項
 - ウ 教科用図書の採択に必要な教科用図書の選定に関する事項
 - (3) 岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第19条に規定する岡山市 情報公開及び個人情報保護審査会から答申を受けて決定すること。
 - (4) 訴訟手続に関し必要な事務
- 2 教育委員会は、前項第2号から第4号までに掲げる事務のうち、あらかじめ指定した 事務について、教育委員会事務局教育次長に、専決処理させることができる。

(教育長その他職員の専決事務)

- 第4条 教育委員会は、その権限に属する事務の一部を、教育長又は教育委員会の事務局 及び教育機関の職員(以下「職員」という。)に、常時専決処理させることができる。
- 2 前項の規定により教育長又は職員の専決することができる事項は、教育委員会が別に 定める。

(異例又は重要な事務の処理)

第5条 教育長は、前2条の規定により教育長又は職員が専決処理することができる事項 に関し、特に重要又は異例と認められる事態が生じた場合には、教育委員会の会議に付 議しなければならない。 (時間的余裕がない場合の事務処理)

- 第6条 教育長は、教育委員会の会議の議決を受けなければならない事項について、緊急 に処理する必要が生じた場合にあって、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がない ときは、当該事務について臨時に代理し、又は専決処理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し、又は専決処理したときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を求めなければならない。

附則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成27年市教育委員会規則第15号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の第2条第6号及び第7号の規定は適用せず、改正前の第2条第6号及び第7号の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成29年市教育委員会規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。